

令和 6 年 1 月 26 日

常滑市長 伊藤 辰矢 様

常滑市情報公開審査会
会長 坂 敬裕



答申書

常滑市情報公開条例（平成 11 年常滑市条例第 23 号）第 18 条に基づき、令和 5 年 10 月 17 日に常滑市長から諮問のありました件につきまして、別紙のとおり答申いたします。

別 紙
答申第1号

第1 審査会の結論

常滑市長が令和5年6月29日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求及び審議の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年6月19日付けで、常滑市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「保育園などICT化推進事業費 仕様書など、すべての書類の提出を求む」の開示を求める公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、対象となる以下の2つの文書（以下「文書1」と及び「文書2」という。）を特定し、令和5年6月29日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
文書1 スマートフォン導入に係るKDDIの見積書
文書2 Wi-Fi導入に係る「常滑市様保育園等各教室でのスマホWeb参照方式検討資料」
- (3) 審査請求人は、令和5年8月16日付けで、実施機関である常滑市長に対し、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、対象文書のうち、条例第6条第2号に該当する部分を除く全部を開示することを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年10月17日に常滑市長から条例第18条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨
本件処分を取り消し、対象文書のうち、条例第6条第2号に該当する部分を除く全部を開示せよとの裁決を求める。
- (2) 審査請求の理由
ア 文書1及び文書2について
見積番号、単価、金額等から事業者の販売ノウハウ及び営業上のノウハウが分かるわけではなく、営業上の利益には当たらないため、条例第6条第3号アには該当しない。
また、金額の開示により、より低価格での入札が行われる可能性

があるが、これは市の財政的観点からすればむしろ好ましいことであるため、条例第6条第8号イには該当しない。

イ 文書2について

記載されている金額は、将来において変動する可能性がある参考金額であり、開示により事業者に与える影響は少なく、不利益にはなりえない。

また、事業者のアイデアに係る部分は、同業者であれば容易に提案できるものならば開示しても事業者にとり不利益にはならず、本件開示請求に係る事業内容を勘案すると選択肢は限られており、開示により不利益となるアイデアが記載されているとは想定したい。

ゆえに、いずれも条例第6条第3号アには該当しない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「本審査請求を棄却すべきである。」との答申を求める。

(2) 弁明の理由

ア 文書1について

以下の理由により、条例第6条第3号アに該当する。

(ア) 見積番号について、これを開示することにより、市を名乗る第三者が不正に見積書入手するおそれがある。

令和5年8月31日、KDDI株式会社の見積書発行担当者に確認したところ、見積番号を元に、見積書を再発行することが可能であるとの回答があり、同業他社との競争上の不利益が生じるおそれがある。

(イ) 一時金等について、刊行物に記載がない単価については、事業者が独自に設定していると考えられる。設定単価は、事業者の販売ノウハウを結集させたものであり、品名、設定単価等が公になれば、事業者が蓄積してきたノウハウをはじめとする営業上の秘密が公開されることとなり、事業者にとって競争上の不利益が生じるおそれがある。

(ウ) 備考中の「毎月割及び分割支払金」についても、文書を特定する段階でホームページに記載がなかった。よって、当記載内容の公開によって、事業者が同業他社との競争上の不利益が生じるおそれがある。

また、一時金等及び備考中の「毎月割及び分割支払金」について、以下の理由で、条例第6条第8号イに該当する。

(エ) 本件開示請求は、契約の相手方を決定する入札の執行前に行われたものであり、その時点で、市が当該見積書の内容を公にする

ことは、事業者において、「本市に見積を提出すると、その内容を公開される可能性がある。」との認識を与えることとなる。

その結果、事業者が常滑市への見積の提出や、常滑市の入札の参加を敬遠するおそれがあり、今後の市の入札等の業務全般に支障をきたすおそれがある。

イ 文書2について

(ア) 記載されている金額について、ア(イ)及び(エ)のとおりであり、不開示を相当でないという点を否認する。

(イ) 事業者のアイデアに係る部分は、容易に提案できる内容か否かを問わず、事業者が提案するアイデアは営業上のノウハウそのものと言え、これを開示することにより、事業者の営業上の秘密が公になり、事業者に不利益が生じるおそれがある。

第5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に対して、実施機関が文書1及び文書2の一部を不開示とした公文書部分開示決定である。

この点につき審査請求人は、本件処分において条例第6条第3号ア及び条例第6条第8号イを根拠に不開示とされた部分は、いずれも不開示とする根拠がなく、違法である旨主張する。他方、実施機関は本件処分は妥当であるとして、全面的に争っている。

そこで、文書1及び文書2の内容について、条例第6条第3号ア及び同第6条第8号イにより非開示とする理由があるか検討する。

(2) 条例の規定及び解釈

ア 条例第6条第3号アについて

(ア) 条例第6条第3号は、「法人に関する情報・・・であって、次に掲げるものを非開示とする旨規定し、「公にすることにより、当該法人・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている(第6条第3号ア)。

この規定の趣旨は、法人等の活動を社会的に尊重し、法人の経営上又は営業活動上の秘密(ノウハウ)等の情報について、自由で公正な競争秩序の維持や経済の健全な発展のために保護する点にある。

(イ) 「法人に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。

(ウ) また「法人・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、公正な競争関係における、法人の技術上又は営業活動上の秘密(ノウハウ)等の正当な利益をいう。

(エ) そして、それを「害するおそれ」は、権利利益が害される蓋然

性が客観的に認められる必要があり、その有無は、当該情報の一般的な性質等に照らして判断される（大阪地判平成25年4月19日等）。

イ 条例第6条第8号イについて

（ア）条例第6条第8号は、「市・・・が行う事務・・・に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ・・・があるもの」を非開示とする旨規定し、「契約・・・に係る事務に関し、市・・・の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」を掲げている（第6条第8号イ）。

（イ）そして、「市・・・の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、ある情報を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれる等の理由により、市において当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。

ウ 小括

以上を前提に、実施機関が文書1及び文書2の内容の一部を非開示としたことが妥当か否かについて検討を行う。

（3）文書1（第6条第3号ア該当性について）

ア 見積番号

（ア）見積番号はKDDIの業務に関する情報であり、「法人に関する情報」である。

（イ）見積番号それ自体は、単なる数字や記号の羅列である。

しかし、見積書を発行した事業者は、当該番号を用いて顧客に対して示した見積りの内容を管理することが一般的である。また、当該番号を用いて、顧客からの問合せへの対応及び契約に向けた準備等今後の営業活動を展開させるものと考える。

よって、見積番号は当該事業者において、見積書を発行した顧客に対してのみ公開することを予定している性質の情報であり、営業活動を行ううえで重要な秘密といえる。

（ウ）そして見積書には、後述の営業秘密（ノウハウ）が含まれるところ、見積番号が公になると、当該番号を用いることで、いわゆるソーシャルエンジニアリングの手法により、見積書それ自体を不正に取得されるおそれがある。

この点につき、弁明書によると、KDDI担当者への問合せにより、見積番号をもとに、見積書を再発行することが可能である旨回答を得たとの事情がある。

すなわち、第三者が見積書番号を不正に用いることで、見積書を提出した事業者をして、本件見積書を再発行させ、又はその内容を聞き出すこと（以下「再発行等」という。）が可能となるおそれがある。そして再発行等が行われると、同社のノウハウを活用

して作成された見積書の内容が、事業者のあざかり知らない者に対して開示されることとなるおそれが認められる。

(エ) 以上より、条例第6条第3号アに該当する情報として、非開示とした判断は妥当である。

イ 一時金及び月額料金(一時金内訳中品名、単価及び金額、月額料金内訳中品名、単価、金額及び備考)

(ア) 一時金及び月額料金(一時金内訳中品名、単価及び金額、月額料金内訳中品名、単価、金額及び備考)は、KDDIの業務に関する情報であり、「法人に関する情報」である。

(イ) 市において、事業を実施するために必要な費用を予算計上するための積算資料がなく、独自で費用を算定できない場合、事業者に対して、いわゆる「下見積り」を依頼することが一般的である。

そして下見積りは、市から依頼を受けた事業者において当該事業の性質、規模等、様々な事情を考慮して提出されるものであり、ここでは市場価格の算定とは異なる根拠に基づく金額が提示される。

そうであるならば、「記載した金額の根拠」すなわち、「同業他社より低価格でサービスを提供できるのか」(仕入れ先、販売価格の設定に向けた経営努力等の営業上のノウハウ)という、「過程」部分が営業秘密であることはもちろん、下見積りを提出した事業者において、上記営業秘密を活用した「結果」である、「見積書に記載された金額」についても営業秘密となる。

(ウ) 「一時金」、「月額料金」、「単価」及び「金額」の項目記載の情報は、いずれも KDDI 株式会社ソリューション中部支社(以下「KDDI」という。)が、「GalaxyA23 割賦契約新規契約 61 台」について見積もった金額である。これすなわち、KDDI が「記載した金額で、実際にサービスを提供することができる」ことを示す情報であり、営業秘密である。

(エ) 次に、「品名」には、KDDI が提供する品名等が記載されているところ、当該事業について、いかなる商品やサービスを提供するかは事業者のノウハウにより、取捨選択されるものである。

したがって、「品名」もまた営業秘密である。

(オ) また「備考」には、「単価」及び「金額」をその金額とした「条件」が記載されており、かかる条件は、KDDI が見積書記載の「単価」及び「金額」でサービスを提供するために重要なものと考える。

したがって、「備考」記載の「条件」も営業秘密である。

(カ) そして一般に、営業秘密である単価等の情報は当該事業者の売上に直結する性質のものであり、経営上重要な情報である。それらの情報が公になると、経営上重要な情報が競合他社の知ると

ころとなり、当該事業者の事業活動が害されることは明らかである。

(キ) 以上より、条例第6条第3号アに該当する情報として、非開示とした判断は妥当である。

ウ 備考中毎月割及び分割支払金に関する記載

(ア) 備考（お見積り条件）中の「毎月割」及び「分割支払金」は、KDDIの業務に関する情報であり、「法人に関する情報」である。

(イ) 「毎月割」及び「分割支払金」中の記載は、単なる注意事項に関する記載に留まらず、割引や分割払いに関する情報が記載されており、上記「一時金」、「月額料金」、「単価」及び「金額」に関する情報と密接に関連する情報といえる。

したがって、それらはかっこ書きにあるように「お見積り条件」、すなわち、営業秘密である「御見積書」中の金額等を算定及び設定するための前提をなす情報であり、これらもまた営業秘密といえる。

(ウ) そして、これらの情報についても、イ（カ）と同様に、公になると、経営上重要な情報が競合他社の知るところとなり、当該事業者の事業活動が害されることは明らかである。

(エ) 以上より、条例第6条第3号アに該当する情報として、非開示とした判断は妥当である。

(4) 文書1（第6条第8号イ該当性の検討）

(ア) (3) でみた情報は、市が実施しようとする保育園のICT化推進事業について、事業者から提供されたものであり、「市・・・が行う事務・・・に関する情報」である。

(イ) また上記のとおり、いずれも営業秘密に当たる情報である。

営業秘密であるこれらの情報が開示されると、今後、事業者において、市の依頼による下見積もりの協力を控えることとなり、適正な予算の算定、ひいては入札に参加しようとするものが予定価格を推測し得ることとなり、入札等の契約事務において、適正な額での契約が困難となり、事務の遂行に支障をきたすそれが生じる。

(ウ) 以上より、条例第6条第8号イに該当する情報として、非開示とした判断は妥当である。

(5) 文書2（第6条第3号ア該当性の検討）

ア 現在の参考金額中月額料金及び6年間想定金額、初期費及び利用費中項目、単価、金額及び備考

(ア) 現在の参考金額中月額料金及び6年間想定金額、初期費及び利用費中項目、単価、金額及び備考は、NTT西日本の業務に関する情報であり、「法人に関する情報」である。

(イ) 市において、ある事業の実施に関して、予算計上の前提として、

必要な知識及び技術を有する事業者に対して、事業の実施方法について提案を求めることがある。

提案を求められた事業者は、当該事業の内容、市の状況等個別具体的な事情を考慮し、実施可能な方法について検討したうえで、提案を行うものである。そうであるならば、提案された資料の内容にも、当然に提案事業者の営業秘密が含まれる。

そして、特に提案された資料中に示された、「提案した事業について、どのような条件で、いくらで提供できるか」という情報は、当該業者において、その金額でサービスを提供できることを示す情報であり、営業秘密である。

(ウ) そして本件文書の性質及び記載項目は、文書1と類似しているところ、上記(3)イ(カ)のとおり、一般に、営業秘密である単価等の情報が公になると、経営上重要な情報が競合他社の知るところとなり、当該事業者の事業活動が害されることは明らかである。

この点につき、審査請求人は「参考金額」である以上、将来において変動する可能性があり、開示による影響は小さい旨主張する。

しかし非開示とするか否かの判断を、影響の「大小」にからしめることは、上記条例の趣旨に反し妥当でない（また金額が変動する可能性については、推測の域を出ない。）。

本件で示されている金額が正式な金額となった場合、当該事業者の営業秘密が侵害されることとなり、上記条例の趣旨に反する結果を招来することなる。

(エ) 以上より、条例第6条第3号アに該当する情報として、非開示とした判断は妥当である。

イ 無線方式の検討中事業者のアイデアに関する部分

(ア) 無線方式の検討中事業者のアイデアに関する部分は、NTT西日本の業務に関する情報であり、「法人に関する情報」である。

(イ) 本件事業の実施方法の提案を求められたNTT西日本は、「無線方式の検討」を、参考として添付された「保育園情報整理」に記載の保育園の実情に合わせて行ったうえで、自身が有する営業秘密等を活用し、自身が実現可能な方法を提案していることが窺われる。

したがって、提案書に示された具体的な実現方法（アイデア部分）は、事業者の営業秘密である。

(ウ) そして、これらの情報が公になると、当該事業者がどのようなノウハウを有しており、それらをどのように活用し、事業を実施するかといった、技術上重要な情報が競合他社の知るところとなり、当該事業者の事業活動が害されることは明らかである。

(エ) 以上より、条例第6条第3号アに該当する情報として、非開示とした判断は妥当である。

(6) 文書2（第6条第8号イ該当性の検討）

ア (5) でみた情報は、市が実施しようとする保育園のICT化推進事業について、事業者から提供されたものであり、「市・・・が行う事務・・・に関する情報」である。

イ そして上記のとおり、いずれも営業秘密に当たる情報である。

この点につき、営業秘密であるこれらの情報が開示されることになれば、今後、事業者において、市の依頼による事業の実施方法の提案への協力を控えることとなり、適正な予算の算定、ひいては入札に参加しようとするものが予定価格を推測し得ることとなり、入札等の契約事務において、適正な額での契約が困難となり、また適切な方法での事業の実施提案を受けることができず、事務の遂行に支障をきたすおそれが生じる。

ウ 以上より、条例第6条第8号イに該当する情報として、非開示とした判断は妥当である。

(7) その他

審査請求人によれば、「請求権者にとっての選挙権」と「事業者の営業の利益」を比較し、前者が後者に優越するため、条例上非開示とされている後者の情報を開示すべきと主張する。

しかしながら、我が国における情報公開法制を支える、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び本市をはじめとする各自治体の情報公開条例において、かような利益衡量により「開示するか否かを判断すべき」とする規定は存在せず、また上記解釈も審査請求人独自のものであり、採用することができない。

その他審査請求人は様々主張しているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

答申に関与した委員の氏名

委員 坂 敬裕

委員 久野 耕嗣

委員 水野 功仁輝

委員 北村 ひふ美

委員 伊藤 清子